

独立行政法人空港周辺整備機構 中期計画

独立行政法人空港周辺整備機構(以下「機構」という。)は、福岡空港の周辺地域における航空機の騒音により生ずる障害の防止及び軽減を図り、併せて生活環境の改善に資することを目的として、福岡空港周辺の環境対策事業(再開発整備事業、住宅騒音防止対策事業、移転補償事業、緑地造成事業)を実施してきた。

一方で、国は福岡空港の運営を「民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律(平成25年法律第67号。)」に基づき、平成31年4月から福岡国際空港株式会社(以下「運営権者」という。)に委託を開始するとともに、滑走路処理能力の向上を図るため、滑走路増設事業が行われ、令和7年3月に完了した。

福岡空港の環境対策事業については、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針(平成25年12月24日閣議決定。)」及び「福岡空港特定運営事業等実施方針(平成29年3月24日国土交通省航空局)」に基づき、滑走路増設事業の完了から4年後(令和11年3月予定)に機構の廃止が予定されている中、当該事業の完了後に予定されている騒音対策区域の見直しに伴う対応を機構が一定の期間行ったうえで、運営権者による円滑な業務の実施を確保すると決定している。

令和7年3月には滑走路増設事業が完了したことから、今後、機構の廃止を見据えながら、運営権者への円滑な環境対策事業の承継に向けた取組を着実に進める必要がある。

これらの方針等を踏まえ、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第30条の規定に基づき、国土交通大臣から指示を受けた中期目標(令和8年4月1日から令和11年3月31日までの3年間の目標)を達成するための計画を以下のとおり定める。

1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

福岡空港と周辺地域の共生に貢献するため、国等と密接な連携を図り、騒音対策区域見直しや機構廃止、運営権者への事業承継に向けた取組による業務増にも留意しつつ、以下の事業について確実・適正な執行を図る。

(1) 再開発整備事業

地域のまちづくり・生活環境改善の一環として、国、関係自治体及び地元関係者と一体となって取り組んできた結果、郵便集配施設・郵便局、ホームセンターなどの施設整備及び誘致を実現し、地域の活性化を図ってきた。今後も地域と空港の共生に貢献するため、貸借人の経営状況の把握や、賃借料の安定的な確保に努めるなど事業の健全性を維持するとともに、円滑に運営権者が賃借人と交渉を行える環境づくりに取り組む。

また、騒音斉合施設の適正な維持管理のため、運営権者への業務移管後も見据えた計画的な修繕を実施するとともに、保全情報や修繕記録データの更新及び契約情報等の業務資料を整理し、運営権者と協議等を通じて、電子化により円滑な移管を行う。

(指標: 定期巡回による全施設月1回の点検実施)

(指標: 全賃借人との情報交換のための面談等の実施 年1回以上)

(2) 住宅騒音防止対策事業

「公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（昭和42年法律第110号。以下「騒防法」という。）」に基づき国や関係自治体からの助成を行う事業として次のとおり取り組む。

国及び関係自治体との情報共有、自治体広報誌への事業案内の掲載や自治体窓口でのパンフレット、申込書等の配布による効果的な周知を行い、事業を円滑かつ着実に実施することにより空港周辺住民の生活環境改善を図る。

また、これまでの事務処理の効率化等の成果を基盤に、補助金申請から交付決定までを円滑に進め、事業を着実に推進していく。

さらに、騒音対策区域の見直しに当たっては、国や自治体等と協調した丁寧な広報活動により効果的な情報発信を行い、騒音対策区域の見直しの影響を受ける申請対象者の認知度向上を図る。また、申請者が増加することを想定した業務体制の確保及び事務処理の効率化に向けた取組の強化を行う。

(指標: 更新工事交付申請に対する交付決定までの処理日数 60日以内)

(3) 移転補償事業

騒防法に基づき国からの受託事業として次のとおり取り組む。

地域と空港の共生に貢献するため、測量等の調査や申請者との契約交渉などのスケジュール管理、事務処理の効率化により契約締結までの日数の短縮を最大限図る。

また、出資者である国及び関係自治体との情報共有、自治体広報誌への事業案内の掲載や窓口でのパンフレット等の配布による効果的な広報、移転補償にかかる各種相談への対応により、円滑かつ着実な事業の実施を図る。

さらに、騒音対策区域の見直しに当たっては、国や自治体等と協調した丁寧な広報活動により効果的な情報発信を行い、騒音対策区域の見直しの影響を受ける申請対象者の認知度向上を図る。また、申請者が増加することを想定した業務体制の確保及び事務処理の効率化に向けた取組の強化を行う。

(指標: 申請後の測量等の調査開始から契約までの日数 原則270日以内)

(4) 緑地造成事業

騒防法に基づく国からの受託事業として、地域と空港の共生に貢献するため、航空機騒音障害の緩衝帯である緑地造成及び管理について、地域住民の意見を把握しながら、事業を着実に推進していく。

2. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

(1) 業務改善の取組

① 業務運営の効率化

現体制の下、人材の確保・育成、技術の承継により組織を一層活性化するとともに、騒音対策区域見直しや機構廃止、運営権者への事業承継に向けた取組による業務増にも留意しつつデジタル技術の利活用や業務の標準化も含めた更なる業務の見直しを行い効率的な事業執行を図る。

イ 人材の確保については、機構廃止を見据えた上で、出向元である国、福岡県及び福岡市との綿密な人事調整を行い、空港周辺環境対策事業の円滑な運営に必要な専門的能力及び知識を有する役職員等を確保する。

ロ 外部講師による研修の実施や外部研修への参加等により、職員の育成を促進し、効率的な業務運営、組織の活性化を図る。

ハ 出向元である国、福岡県及び福岡市から新たに配属された職員への機構の事業全体像についての研修の開催や、最新の規則規程についてもイントラネットで閲覧できる状態にし、効率的に知識、情報及び技術を承継していく。

② 事業費の効率化

事業費(再開発整備事業、住宅騒音防止対策事業、移転補償事業、緑地造成事業に係る所要額計上を必要とする経費を除く。)については、事業執行方法の改善等を通じて効率化を推進し、中期目標期間の最後の事業年度において、前中期目標期間の最終年度(令和7年度)比で3%以上に相当する額を削減する。

③ 一般管理費の効率化

一般管理費(人件費及び特殊要因により増減する経費を除く。)については、業務運営の効率化を図ることにより、中期目標期間の最後の事業年度において、前中期目標期間の最終年度(令和7年度)比で9%以上に相当する額を削減する。

④ 契約の適正化・調達合理化

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)等を踏まえ、引き続き、契約の適正化を推進し、公正かつ透明な調達手続による、適切で迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、機構内の推進体制を整備し、外部有識者等による契約監視委員会を活用するとともに、毎年度「調達等合理化計画」を策定・公表し、年度終了後、実施状況について評価・公表を行う。

また、一般競争入札等を原則としつつも、随意契約によることができる事由を明確化した会計規程等を遵守し、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を実施する。なお、新たに競争性のない随意契約を締結する全ての案件について、機構内に設置する入札及び契約事項審査会による事前点検を行う。

⑤ 人件費管理の適正化

給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、厳しく検証した上で、その検証結果や取組状況を毎年度公表する。

(2) デジタル化の推進

機構の情報システムの整備及び管理については、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和3年12月24日デジタル大臣決定)に則り、情報システムの適切な整備及び管理を行う。

また、機構廃止までの間、既存の情報システムの効果的な活用による業務の効率化を図るとともに、運営権者との協議等で収集したニーズを踏まえ文書の電子化及びデータベース化をすすめ、円滑な移管を行う。

3. 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画

本計画に従ったサービスその他業務の質の向上を図りつつ、予算、収支計画及び資金計画を別紙のとおり策定のうえ、予算管理を徹底し、引き続き健全な財務体質の維持を図る。

4. 短期借入金の限度額

資金不足となる場合等における短期借入金の限度額は、400百万円とする。

5. 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画

該当なし。

6. 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

再開発整備事業に係る騒音斉合施設については、運営権者への譲渡に向けた協議等を進め、事業の承継と併せて適切に対応する。

7. 剰余金の使途

固有事業(再開発整備事業)及び機構廃止又は事業承継に必要な経費等に充てる。

8. その他主務省令で定める業務運営に関する重要事項

(1) 内部統制の充実・強化

内部統制については、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」(平成 26 年 11 月 28 日付け総務省行政管理局長通知)を踏まえ、理事長のリーダーシップの下、引き続き規程類や体制の整備を行い、内部統制システムの充実及び監事機能の実効性の向上に努めるとともに、内部統制の仕組みが有効に機能しているかの点検・検証を行い、これらの点検・検証を踏まえ、当該仕組みが有効に機能するよう見直しを行う、PDCA サイクルを実行していく。

指示の伝達・情報共有、人材育成及び職員のモチベーション維持・向上等に資するために引き続き内部各委員会の開催、職員研修の実施、内部コミュニケーションの活性化等を図る。

(2) 情報セキュリティ対策

「サイバーセキュリティ戦略」(令和7年 12 月 23 日閣議決定)等の政府方針を踏まえ、独立行政法人空港周辺整備機構情報セキュリティポリシーに基づき、適切な情報セキュリティ対策を行う。これに基づき、ハード及びソフトの両面での不断の見直し、役職員の高い意識を保持するための研修など情報セキュリティ対策を講じ、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組む。併せて、これらの取組の点検・検証と、その結果を踏まえた取組の見直しと推進を行う。

(3) 空港と周辺地域の共生と連携の強化

周辺住民、国及び関係自治体等との十分な意思疎通を図りながら、空港と周辺地域の共生に資するため、次の措置を講ずる。

① 国及び関係自治体との連携

機構が行う周辺環境対策の見直し等に当たっては、国及び関係自治体と構成する「連絡協議会」、業務の調整及び意見交換のための会議等を通じて、十分な意思疎通を図る。

② 広報活動の充実

機構が担う空港周辺の環境対策事業及び同事業に関わる事務・事業の運営状況等について、透明性の確保、空港周辺住民の理解増進及び運営権者への円滑な環境対策事業の承継を図る観点から、より一層の国民等への説明責任を全うするための広報の充実に努める。

イ 公共工事に係る発注情報や契約結果情報の提供、毎事業年度に係る事業報告書や決算報告書などの財務情報などを適切に公表する。

ロ ホームページの内容について、利用者にわかりやすい表現を心がけ、常に最新の情報を提供する。

ハ 関係自治体と連携を図り、パンフレットの配布・自治体広報誌への情報掲載等の広報活動を行う。

ニ 地域への啓発活動として、空港で開催される「空の日」といったイベントへの参加や、出前講座を募集し要望があった場合は適切に対応する。

ホ 国及び運営権者と連携を図りながら、騒音対策区域見直しの進捗状況や結果も踏まえたうえで、機構廃止と運営権者への事業承継についても適切に情報発信を行い、機構存続期間中の着実な事業実施と運営権者への円滑な事業承継を図る。

③ 地域住民のニーズの把握

機構に寄せられた質問・意見を検討し、地域住民のニーズの把握に努めることでよりよい事業を実施していく。

(4) 運営権者への円滑な環境対策事業の承継に向けた取組の推進

国からの委託により機構で実施している環境対策事業については専門知識・経験等が求められる業務であることから、運営権者への円滑な環境対策事業の承継に向けた取組を推進していく。

① 引き継ぎ文書のデジタル化

ペーパーレスによるスムーズな引き継ぎを実現するため、業務上のデータの体系化やデータベース化を進めるとともに、これまでの紙媒体の文書を含め、電子媒体により引き継ぎが行えるようにデジタル化を推進する。

② 業務の可視化パターン化の推進

運営権者への事業説明資料を作成することでスムーズな事業の承継を行うために、内部統制システムで作成している、各事業内容や管理部門の業務を図示化した業務フローチャートの充実及び業務上起こり得るリスクとその対策を可視化したリスク管理表の充実を図る。

③ 研修員の受入れ

運営権者による円滑な業務の実施を確保するため、環境対策事業承継までの間、運営権者から機構へ常勤の研修員を少なくとも1名以上受け入れ、研修を行う。

④ 運営権者との協議に向けた取組の推進

運営権者と国及び機構の間で行われる環境対策事業承継に向けた協議を着実に進めるため、機構の廃止及び運営権者との協議に向けて課題や具体的な取組等をまとめた「機構廃止に向けた全体計画」を策定する。その上で、同計画に基づき、運営権者との協議等を通じて、円滑に環境対策事業の承継を行う。

(5) 業務のノウハウや実績、教訓等を廃止後も有効活用することができる取組

今後、機構は廃止され、業務は運営権者に移管されることから、機構がこれまでの長い歴史の中で様々な課題を乗り越えてきた成果を後世に引き継げるように、前中期目標期間に作成した事業の成果(レポート)をもとに、培ってきた業務のノウハウや実績、教訓等をまとめた、「独立行政法人空港周辺整備機構の歩み」を作成し、運営権者へ承継するとともに公表する。

(6) 騒防法第 29 条第 1 項に規定する積立金の使途

騒防法第 29 条第 1 項の規定に基づき主務大臣の承認を受けた金額は、騒防法第 28 条に規定する業務の運営及び機構廃止又は事業承継に必要な経費等に充てる。

別紙

予算

(単位:百万円)

区 分	受託事業			その他事業	法人共通	合 計
	固有事業	受託事業	その他事業			
収入	2,011	5,180	198	509	14	7,916
業務収入	1,985	-	-	-	-	1,985
補助金収入	-	-	-	504	-	504
受託金収入	-	5,180	198	-	-	5,379
負担金収入	-	-	-	5	-	5
長期借入金等収入	-	-	-	-	-	-
雑収入	26	-	-	-	14	41
繰越金受入	-	-	-	-	-	-
支出	1,582	4,673	135	256	1,268	7,916
固有事業	1,582	-	-	-	-	1,582
受託事業	-	4,673	135	-	-	4,809
其他事業	-	-	-	256	-	256
人件費	-	-	-	-	935	935
一般管理費	-	-	-	-	333	333

収支計画

(単位:百万円)

区 分	受託事業			その他事業	法人共通	合 計
	固有事業	受託事業	その他事業			
費用の部	1,694	248	135	256	1,269	3,604
経常費用	1,694	248	135	256	1,269	3,604
業務費用	1,690	248	135	256	-	2,330
一般管理費	-	-	-	-	1,269	1,269
人件費	-	-	-	-	935	935
物件費	-	-	-	-	334	334
財務費用	4	-	-	-	-	4
雑損	-	-	-	-	-	-
臨時損失	0	-	-	-	-	0
収益の部	2,041	755	198	509	9	3,515
経常収益	2,041	755	198	509	9	3,515
業務収入	1,994	-	-	-	-	1,994
受託収入	-	755	198	-	-	954
補助金等収益	20	-	-	509	-	530
財務収益	26	-	-	-	9	36
雑益	-	-	-	-	-	-
臨時利益	-	-	-	-	-	-
※繰出金・繰入金	△ 429	△ 507	△ 63	△ 253	1,253	0
純利益	△ 82	0	0	0	△ 5	△ 89
総利益	△ 82	0	0	0	△ 5	△ 89

※繰出金・繰入金は各事業費から管理運営費への振替えである。

資金計画

(単位:百万円)

区 分	受託事業			その他事業	法人共通	合 計
	固有事業	受託事業	その他事業			
資金支出	2,028	4,679	136	260	1,303	8,408
業務活動による支出	1,679	4,679	136	260	1,274	8,030
投資活動による支出	-	-	-	-	-	-
財務活動による支出	10	-	-	-	-	10
繰越金	338	-	-	-	29	367
資金収入	2,467	5,182	199	511	47	8,408
業務活動による収入	2,011	5,180	198	509	14	7,916
業務収入	1,985	-	-	-	-	1,985
受託金収入	-	5,180	198	-	-	5,379
その他の収入	26	-	-	509	14	551
投資活動による収入	-	-	-	-	-	-
財務活動による収入	-	-	-	-	-	-
前期からの繰越金	455	1	0	1	33	491

※計数は、単位未満を端数処理しているため、合計額が一致しないことがある。